

エウチステ置タリト、其毒ノ復發ト見タリ、且人ノ指其面ヘサワルカ、人ノ息カ、レバ、甚厭嫌テ顫ヒタリシガ、此犬毒ノ明徴ナリト云シ人アリキ、

〔塵塚談上〕天明二寅年九月十九日晝七時頃、藤澤驛領家町小糠屋平左衛門下女はつ、我等寓居座敷脇にて、病犬に左の手二の腕一握り程喰とらる、たばこ二三服吞む程過て灸治せんとするに、右疵の所さらに見へず、きれいに愈たり、只喰取し廻りに針にて突しごとくに、あちこちに赤みあるのみ也、夫を見當に梅桃程の灸、炷凡一時餘り致す所、一向熱痛なし、灸治半より夥しく水流れ出たり、右女はいふ迄もなし、すへる者も退屈してねかす所、暫く過、惡寒強く瘡疾のごとし、其後毎日灸治三四十日なしけり、天明七未年迄は無別條存世せり、其のちの事はまらず、

〔俗説正誤夜光珠下〕窖の毒に中る説

世上に、窖の毒氣に中りて、人の損すること、度々ある事なり、心得べし、是地中の陰毒なり、久しく開かざる窖、また濕氣こもる所など、夏秋の比は、殊更に用心すべし、本草綱目に、夏月は陰氣下にあり、入るべからず、毒ありて人を殺すとあり、草木子等にも此事見えたり、近くは廣益俗説辨に、輟畊録を引て、古井に毒あることを記せり、其法に同じければ、こゝに略す、又其毒に中りたる者は、急に引あげて、蘇香圓を用ゆべし、猶治法あり、

中酒

〔内科秘録七〕中酒

中酒ハ又傷酒トモ云フ、酩酊ヲ謂フニ非ズ、宿醒ノコトニモ非ズ、又酒ニ中リテ腹痛吐瀉等ノ證ニモ非ズ、常ニ酔タルト迥ニ殊ナリ、昏睡シテ人事ヲ省セズ、呼ベドモ應ゼズ、搖カセドモ醒メズ、屈伸轉側ヲモセズ、飲食ヲモセズ、總身ノ知覺ヲ失シ、木偶土塑ノ如クナリ、醫者ハ惟不省人事ノ處ヘノミ眼ヲ著ケ、誤テ卒中風ト爲シ、或ハ痲證ト爲スコトアリ、捧腹絶倒スベキコトナリ、又精神錯亂ニナリ、譫語妄言シテ親疎ヲ辨ゼズ、或ハ走り或ハ躍リ、須臾モ安靜ナラズ、邪祟ノ如クニ